

Ⅲ 計画の実施に向けて

〈快適な生活環境づくりのために〉

良好な環境を維持し、「健康で安心して暮らせる社会」を実現するためには、本計画に示した各種の事業が適切に実行されなければなりません。そのためには、国、県、市民のみなさんとの連携が必要です。

1. 計画の実施状況及び調査結果の公表

本計画にある取り組みの実施状況及び調査の結果得られた環境の状況については、環境白書等で公表して参ります。その状況や効果を確認しながら事業ごとの評価を行い、以後の事業内容に反映させていきます。

2. 国・県等との連携

公害問題の解決には、国、県及び周辺市町村との連携が必要です。たとえば大気汚染や水質汚濁などはその範囲が広域であるため、習志野市だけではなく国や県の対応によらなければなりません。また測定技術や専門的な知識などの技術的支援も不可欠です。そのため研修や情報交換の機会を積極的に捉えて参ります。

3. 市民との連携

かつては工場などにおける騒音や大気汚染といった産業型公害が主流でしたが、近年は近隣の生活騒音や生活排水による川や海の汚れといった都市生活型公害が増えています。このことは市民であるみなさんが公害の被害者にも加害者（原因者）にもなる可能性があるということです。

従って快適な生活環境づくりのため市民のみなさんに、公害の実情を理解していただくとともに、日々の生活の中で環境に配慮した行動をお願いします。

暮らしの中で実行できる環境に配慮した行動の例として、以下のものがあります。



- 大気保全：エコドライブ・アイドリングストップの実践、空き地や庭先での焼却をしない
- 水質保全：節水、洗剤の適正使用、食品や油をそのまま排水口に流さない
- 騒音：足音、テレビ等の生活騒音の防止、家庭用機器、楽器の使用時間帯、音量への配慮
- 悪臭：家庭菜園等の肥料の適正使用、汚水を流さない
- 化学物質：塗料、接着剤、殺虫剤等の適正使用、より環境に負荷の少ない商品を使用



- 市民一人ひとりがお互いを考え、環境にやさしい行動を心がけましょう。
- 健康で安心して暮らせるまちづくりにご参加ください。



作成 習志野市環境部環境保全課
住所 千葉県習志野市鷺沼1丁目1番1号
電話 047-451-1151（代表）